

## 新型コロナウイルスワクチン接種情報

### ●小児ワクチン追加(3回目)接種について

令和4年9月6日から、5歳～11歳の小児に対する接種の努力義務(※)が適用されました。また、小児の3回目接種も可能となりました。※義務ではありません。感染症の緊急のまん延予防のため、ご協力いただくものです。

**対象者：**2回目接種から5か月経過した5歳～11歳のかた

**接種方法：**

- ①集団接種…下記日程をご確認ください。今後も実施予定です。
- ②個別接種…医療機関によって接種可能な年齢や予約方法等が異なります。詳細は、市ホームページをご確認ください。※個別接種は、接種可能人数に限りがあります。なるべく集団接種をご利用ください。

日程	予約可能期間
10月9日(日)	10月7日(金)12:00まで
10月16日(日)	10月14日(金)12:00まで

※初回接種(1・2回目)については、市ホームページをご確認ください。



### ●オミクロン株対応ワクチンについて ※9月9日時点の情報です

10月半ばを目途に、初回接種(1・2回目)を完了した12歳以上の全ての住民を対象に接種を開始する予定です。接種間隔等の詳細は国が検討していますので、決まり次第、改めてお知らせします。

※国は、ワクチン接種期間を令和4年9月末より延長の方向で調整しています。

お手元に既に届いている初回接種用及び追加接種用の接種券は、引き続き使用できます。

#### ■接種予約は専用コールセンターか市運営WEB予約ページから

新型コロナワクチン接種専用コールセンター (☎017-764-6539、017-752-0517)

受付時間 9:00～18:00(月～土) ※祝日除く

FAX 017-718-2867 (聴覚障がいのかたのみ)



▲予約フォームはこちらから

**住民税非課税世帯等に  
対する臨時特別給付金**

臨時特別給付金(1世帯10万円)の支給対象世帯「令和4年度住民税均等割非課税世帯」に該当すると思われる世帯に送付した確認書の返送期限は10月14日(金)です。該当する世帯のかたは、期限内に返送してください。※申請による受付期限は11月30日(水)です。

問福祉政策課

(☎017-734-5313)

**一日人間ドック・脳ドック  
を受けましょう**

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者を対象に、一日人間ドックまたは脳ドックの検査料金の一部を助成しています。

所市が委託する医療機関等  
問青森市国民健康保険に加入

している満18歳以上のかた、または後期高齢者医療制度に加入しているかたで、市税に未納のないかた

料検査料金の3割相当額(自己負担額上限1万1千円)

※年度中に助成を受けられるのは、一日人間ドック・脳ドックのいずれかです。

※詳細はお問合せください。  
問電話または直接、国保医療年金課(☎017-773-0181)、浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)へ

**空き地をお貸しください  
市民雪寄せ場募集**

住宅密集地の空き地を、地域住民の雪寄せ場として、無償で町(内)会にお貸しください。お借りした土地の令和5年度分固定資産税を減免(3分の1以内)します。

なお、町(内)会と使用貸借契約を結ぶ必要がありますが、地域の実情によっては契約できない場合もあります。手続の期限は11月30日(水)までです。詳細はお問合せください。

問道路維持課

(☎017-752-8584)  
浪岡振興部都市整備課  
(☎0172-62-1168)

## 子育て世帯臨時特別給付金を支給します

子育て支援課 (☎017-734-5334)、浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1113)  
 ※11月2日(水)からは専用ダイヤル (☎017-761-4489)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食材料費等の物価高騰に直面する18歳以下の児童がいる世帯を支援するため、子育て世帯臨時特別給付金を支給します。詳細はお問合せください。

●支給額 児童1人当たり 2万5,000円

●対象者 下表参照 ※令和4年度(令和3年分)所得が児童手当所得制限限度額未満のかたに限る

番号	支給対象者	提出書類	支給時期
1	<p><b>【青森市からの児童手当受給者(公務員以外)】</b></p> <p>①令和4年9月分の児童手当を青森市から受給しているかた</p> <p>②令和4年9月1日～9月30日に生まれた新生児の父母等で、令和4年9月30日時点で青森市に住所があり、青森市への令和4年10月分の児童手当の受給手続きを済ませたかた</p> <p>③令和4年9月中に県外から転入し、令和4年9月30日時点で青森市に住所があり、青森市への令和4年10月分の児童手当の受給手続きを済ませたかた</p>	<p><b>申請不要(児童手当受給口座に振込み)</b></p> <p>▶①の対象となるかた …10月中旬にお知らせを送付予定</p> <p>▶②③の対象となるかた …11月中旬にお知らせを送付予定</p>	<p>①のかた 10月下旬</p> <p>②③のかた 11月下旬</p>
2	<p><b>【公務員で所属庁からの児童手当受給者】</b></p> <p>①青森市に住所があり、令和4年9月分の児童手当を所属庁から受給しているかた</p> <p>②令和4年9月1日～9月30日に生まれた新生児の父母等で、令和4年9月30日時点で青森市に住所があり、所属庁への令和4年10月分の児童手当の受給手続きを済ませたかた</p> <p>③令和4年9月中に県外から転入し、令和4年9月30日時点で青森市に住所があり、所属庁への令和4年10月分の児童手当の受給手続きを済ませたかた</p>	<p><b>申請が必要(指定口座に振込み)</b></p> <p>▶対象となる可能性のあるかたには 10月下旬～11月上旬にお知らせを送付予定</p> <p><b>【申請先】</b> 駅前庁舎3階会議室 浪岡庁舎1階健康福祉課</p> <p><b>【申請期間】</b> 11月2日(水)～12月31日(土) ※当日消印有効/持参は12月28日(水)まで</p> <p><b>【提出書類】</b> 給付金申請書</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類(運転免許証等の写し)</li> <li>・口座確認書類(通帳等の写し)</li> </ul> <p>※以下のかたは次の書類も必要</p> <p><b>■公務員のかた</b> 令和4年9月分(10月支給)の児童手当(特例給付を除く)を受給していることが確認できる書類(10月分給与明細等)</p> <p><b>■令和4年1月1日時点で青森市に住所がないかた</b> 申請者と配偶者の令和4年度(令和3年分)所得課税証明書または非課税証明書</p>	<p>11月下旬以降順次</p>
3	<p><b>【上記以外で、高校生等のみを養育するかた】</b></p> <p>令和4年9月30日時点で青森市に住所があり、高校生等(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)の児童を養育するかた</p> <p>※生計の中心となる養育者が、単身赴任等で県外在住の場合は、支給の対象外です</p>	<p><b>■公務員のかた</b> 令和4年9月分(10月支給)の児童手当(特例給付を除く)を受給していることが確認できる書類(10月分給与明細等)</p> <p><b>■令和4年1月1日時点で青森市に住所がないかた</b> 申請者と配偶者の令和4年度(令和3年分)所得課税証明書または非課税証明書</p>	

※上記支給対象者に該当していても、児童との別居等によりお知らせが送付されない場合がありますので、お問合せください

※県内の転出入等により、青森市以外の市町村から給付金が支給される場合があります

※児童手当所得制限限度額や注意事項等、詳細は青森市ホームページをご覧ください

### 10月は児童手当の支給月

児童手当(6、9月分)を10月13日(木)に支給します。

5月末に「児童手当・特例給付現況届の提出について」のお知らせが届いたかたで、現況届が未提出または書類不備のかたは一時差止めとなります。

出生、転出、転入の際は、15日以内に手続きをしましょう。手続きが遅れると支給できない月が発生する場合があります。

※市外へ転出された場合や受給者が変更になった場合には、支給日が異なる場合があります。

※公務員のかたは、所属庁からの支給となりますので、支給日が異なります。また、新たに公務員に採用となったかたは、所属庁での手続の他、市役所での手続も必要です。

子育て支援課

☎017-734-5334

浪岡振興部健康福祉課

☎0172-62-1113